

令和8年第3回松野町議会定例会議事日程 第1号

令和8年9月10日（木）午前9時30分開議

- 1 開会宣言（ ）
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸般事項報告
- 4 開議宣告（ ）
- 5 日程1 会議録署名議員の指名 4番 山崎匡議員・5番 大内義昭議員
 - 〃 2 会期の決定 9月10日から9月25日までの16日間
 - 〃 3 一般質問 4番、5番、2番、3番
 - 〃 4 報告第6号 松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 〃 5 〃 第7号 松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
 - 〃 6 議案第59号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 - 〃 7 〃 第60号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
 - 〃 8 〃 第61号 松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 - 〃 9 〃 第62号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
 - 〃 10 〃 第63号 令和8年度松野町一般会計補正予算（第2号）
 - 〃 11 〃 第64号 令和8年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 〃 12 認定第1号 令和7年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 〃 13 〃 第2号 令和7年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 〃 14 〃 第3号 令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 〃 15 〃 第4号 令和7年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 〃 16 〃 第5号 令和7年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 〃 17 〃 第6号 令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 〃 18 〃 第7号 令和7年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

〃 19 議案第65号 松野町固定資産評価員の選任について

〃 20 議案第66号 松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

〃 21 〃 第67号 松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

6 閉議宣言（ : ）

7 散 会（ : ）

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、
下記のとおり

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	久保田 忠
副 町 長	八十島 温 夫	建 設 環 境 課 長	井 上 靖
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	浦 田 良 香
総 務 課 長	小 西 亨	保 健 福 祉 課 長	山 崎 浩 司
防 災 安 全 課 長	谷 口 健 二	教 育 課 長	戎 秀 之
ふるさと創生課長	友 岡 純	町 民 課 主 幹	竹 葉 誠
農 林 振 興 課 長	中 井 和 彦	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸

議会閉会中の主要行事・事務等一覧表

松野町議会

月 日	内 容	場 所	出席者等
6月22日	令和8年度松野町身体障害者福祉協議会総会	町内	議長
6月26日	松野町老人クラブ連合会総会	町内	議長
7月 2日	第37回四国西南サミット	高知県 四万十町	議長
7月 2日 3日	第73回四国地区人権教育研究大会	香川県 高松市	議員
7月 7日 8日	愛媛県町村議会議長会第2回全員協議会	上島町	議長
7月 7日	予土線利用促進対策協議会総会	町内	副議長
7月10日	令和8年7月宇和島地区広域事務組合臨時会	宇和島市	議長
7月14日	2026年 社会保障拡充自治体要請対応	町内	議長
7月18日	令和8年度 北宇和郡小学校水泳記録会	鬼北町	議長
7月18日	「ゆかたまつり」俳句表彰式	町内	議長
7月28日 29日	議員視察研修	福岡県 大刀洗町	議員
8月 4日	第1回町議会議員研修会	松山市	議員
8月 7日	全員協議会	議場	
8月13日	松丸地区盆踊り大会	町内	議長
8月14日	吉野生地区盆踊り大会	町内	副議長
8月14日	目黒地区盆踊り、花火大会	町内	副議長

8 月 1 5 日	愛媛県戦没者追悼式	松山市	議長
8 月 2 6 日	令和 8 年度しまんと流域道路整備促進協議会 総会	高知県 梶原町	議長
9 月 1 日	全員協議会	議場	
9 月 1 日	議会運営委員会	議場	
9 月 4 日	第 5 4 回滑床自然休養林等保護管理協議会総 会	宇和島市	議長

令和 8 年 9 月松野町議会定例会日割表

◎ 会 期 令和 8 年 9 月 1 0 日（木）～ 9 月 2 5 日（金）〔 1 6 日間 〕

◎ 審議日程

月日	曜	時間	区 分	運 営 内 容
9 10	木	9:30	定例会招集 (第 1 日目)	◎一般質問 ◎令和 8 年度補正予算、令和 7 年度決算認定 他提出案件 提案理由説明、質疑、討論、採決、委員会付託
11	金			
12	土			【閉庁日】
13	日			【閉庁日】
14	月	9:00		◎総務常任委員会審査
15	火			
16	水	9:00		◎総務常任委員会審査
17	木			◎全員協議会（必要時）
18	金			※委員長報告議長決裁日、議案書配布
19	土			【閉庁日】
20	日			【閉庁日】
21	月			【閉庁日】 敬老の日
22	火			【閉庁日】 国民の祝日
23	水			【閉庁日】 秋分の日
24	木			
25	金	9:30	本会議 (第16日目)	◎委員会付託案件審査委員長報告、討論、採決 〔追加提案〕 ◎提案理由説明、質疑、討論、採決

一 般 質 問 表

令和8年第3回定例会

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
1 番 山崎 匡 [一問一答方式]	消防団式典について 指定管理者選定について 小・中学生の自殺防止の取り組みについて 財政について	出初式・夏季訓練の開催方法について 指定管理業者（団体）の選定方法について 学校での取り組みについて 財政改善の道筋について
2 番 大内 義昭 [一問一答方式]	プラスチック資源回収について 人口減対策について	1 回収状況について 2 当面の回収量の目標について 3 持ち込み困難者への対応について 1 移住・定住促進事業のこれまでの取り組みと効果について 2 今後の人口推移について 3 地域コミュニティの維持について 4 施設の統廃合について 5 人口減を見据えた財源について

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
3 番 山石 恭助 [一問一答方式]	お買物大感謝補助券配布の進捗と効果について 農地の地域計画と課題について	1 第9弾の現在の進捗状況について 2 物価高対策としての効果について 3 町内事業者への経済効果について 4 今後について 1 町の地域計画の策定状況について 2 担い手不足の現状と地元の若者の就農、定着支援について 3 農業集積、集約の現状と課題について 4 増加する耕作放棄地対策について 5 本町の10年後20年後の農業の姿をどのように考えているかについて
4 番 芝 勇樹 [一問一答方式]	松野町中央診療所の経営改善について	1 中央診療所の経営改善の進捗と成果について 2 今後の経営改善の具体的な方向性について 3 中央診療所に対する財政補填の考え方について

報告第 6 号

松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率を裏面のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	7.6 (25.0)	51.3 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため、比率の表示を「—」としている。
- (2) 括弧内の比率は、早期健全化基準である。

2 資金不足比率

(単位：％)

会計名	資金不足比率	備 考
簡易水道事業会計	— (20.0)	

備考

- (1) 資金不足比率は、資金不足額がないため、比率の表示を「—」としている。
- (2) 括弧内の比率は、経営健全化基準である。

令和7年度

松野町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

松野町監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく松野町健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和8年8月31日

松野町監査委員	榎	本	孝	幸
同	大	内	義	昭

令和 7 年度松野町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の概要

1 審査対象等

審査に当たっては、審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定が関係法令に沿って適正に行われているか。

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

を主眼として、関係書類を照査するとともに、関係課等の説明を聴取するなどの方法により、慎重に審査を行った。

2 審査期間 令和 8 年 8 月 27 日から同年 8 月 31 日まで

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

＜健全化判断比率の状況＞

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	7.6 (25.0)	51.3 (350.0)

注 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—」となっているのは、本町の各会計に係る実質収支額の合計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額がないことによるものである。

2 括弧内は早期健全化基準である。

＜資金不足比率の状況＞

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率
簡易水道事業会計	— (20.0)

注 1 資金不足比率が算定されないことから、「—」と記載。

2 括弧内は経営健全化基準である。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率については、一般会計等において、前年度と同じく実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率については、各会計において、前年度と同じく連結実質赤字額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率については7.6%で、前年度に比べ0.1ポイント高くなっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

引き続き、町債発行の抑制等に取り組まれない。

(4) 将来負担比率

将来負担比率については51.3%で、前年度に比べ24.4ポイント高くなっており、早期健全化基準の350.0%は下回っている。

引き続き、将来的な財政負担となる町債残高等の減少に取り組まれない。

(5) 資金不足比率

資金不足比率については、簡易水道事業会計において、前年度と同じく資金不足額がないことから、算定されない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第 7 号

松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 10 日提出

松野町教育委員会教育長 三 好 秀 二

令和 8 年度（令和 7 年度対象）

教育に関する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価報告書



令和 8 年 9 月

松野町教育に関する事務の点検・評価委員会

教育に関する事務の点検及び評価について

1 評価委員会の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、松野町教育委員会が事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、そのことについて外部評価委員会が点検・評価を行って、報告書としてまとめる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

＜評価委員＞ 長谷 信昭
毛利 恭子
小野 榮子
藤簀 享史

＜委員会の開催状況＞

第1回 令和8年7月22日（水）「執行状況の点検・評価について協議」

第2回 令和8年8月7日（金）「執行状況の点検・評価について協議」

第3回 令和8年8月26日（水）「評価についてまとめ」

2 評価基準

施策が計画どおり <u>達成している</u>
施策が計画どおり <u>概ね達成している</u>
計画は未達成だが <u>達成に向かって進んでいる</u>
達成できず <u>課題がある</u>

3 評価

教育委員会実施の自己点検・評価については、概ね適正であると考えます。

自己点検評価について、報告書のとおり評価と意見を申し上げます。

「ふるさと松野を守り育てることのできる子どもを育む」という基本理念に基づき、ICT活用等の先進的な取組が進められています。一方で、デジタル化が進む中でのアナログ分野の再認識や、誰もが気軽に参加できる支援の仕組みづくりなど、多角的な視点からの持続可能な教育活動の展開を望みます。

令和8年度(令和7年度対象)教育に関する事務の管理と執行状況の点検・評価

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
1 教育総務	○教育委員会の事務局として、定例会や総合教育会議を通常どおり開催することができた。 ○子育て世帯の負担軽減支援策として、「中学校卒業新生活応援金」の給付、6月からは学校給食費の無償化を行った。 ○人材育成基金事業として、中学生3名に対し、オーストラリアへの語学研修事業に係る助成を行った。 ◆語学研修については、訪問先との調整が円滑に実施できるよう委託先と協議を行った。	評価：達成している ○給食費の補助は、本来は保護者負担が必要であろうが、物価の高騰もあり有効な支援策となっている。 ○語学研修事業の助成は、語学の習得と共に、様々な同世代間の交流の機会にもなっている。今後は、他の生徒への同様な機会の創出や、選考から漏れた生徒への配慮も必要ではないか。

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
2 学校教育の推進	○学校運営協議会を開催し、各学校の運営計画に対する委員の意見の集約や、学校運営状況等についての評価を受けた。 ○情報共有ツールであるオープンチャットを積極的に活用し、学校教育活動全般にわたり、学校支援ボランティアの支援を受けた。 ○外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）を2名配置し、保育園への派遣や低学年からの交流活動を実施した。 ○中学校に「World Class room」を導入し、AIを活用した英語力の向上とオンラインによる国際交流を実施した。 ○地域資源を活用した郷土学習として、東小学校では「おくうち棚田学」、西小学校では「森の国山城学」を実施した。 ○演劇教育を通じた人間力の育成を目指し、坊ちゃん劇場の出前講座を受講した。 ○子どもたちのチャレンジ精神の向上、基礎学力の向上に資するため、漢字検定、算数検定、英語検定の検定料の助成を行った。 ○学校歯科医師や地元企業からの教育費寄附金を活用し、施設備品やICT機器を整備し、授業等で効果的に活用した。 ○西小学校を拠点校とした通級指導教室を設置し、障がいや特性による学習や生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行った。	評価：概ね達成している ○学校支援ボランティアは、参加者が固定されている。もっと気軽に参加できるような仕組みを考えてはどうか。 ○「World Class room」の導入は、通常の授業ではできない体験であり、ぜひ続けてほしい。 ○地域をフィールドとした教育の実践は、ふるさとを愛し守り育てていくという町の方針にも符合しており、評価できる。 ○通級指導教室の運営は、学校全体で連携して支える必要がある。

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
2 学校教育の推進（つづき）	○不登校又は不登校傾向の児童生徒の居場所として、中学校と西小学校にサポートルームを設置した。 ○G I G Aスクール構想による1人1台端末の更新を行い、授業や持ち帰り学習等で活用した。 ●1人1台端末の破損や不具合が頻繁に発生し、修理対応、予算確保に苦慮している。 ●登校や学習に不安を抱える児童生徒が増加傾向にあり、個々に応じた学習機会を提供するための人材不足、環境整備が課題となっている。	○デジタル機器の更新を行っているが、アナログ分野の見直しも必要である。災害時の意思疎通や道德面におけるアナログ分野の重要性を学校教育、家庭教育の中で再認識すべきである。
3 生涯学習の推進	○松野中学校の第53期卒業生を対象とした成人式を、1月3日に役場庁舎において開催した。 ○庁舎や地区公民館における図書コーナーの充実並びに読み聞かせなどの読書活動の推進に努めた。なお、図書コーナーについては、リクエストBOXを設置することにより、利用者のニーズに沿った図書の充実に努めた。また、引き続き県立図書館の協力図書に取り組み、利用者の便益を図った。 ◆公民館・分館事業については、参加者の減少が著しく、運営方法に課題があるため、簡素化や内容の充実など、既存事業の見直しをして一部事業は開催した。また今後、休止中の事業に関しても見直しを行い開催する。	<u>評価：概ね達成している</u> ○公民館事業の展開では、吉野分館が積極的に豊富な活動を行っており、よい手本となっている。 ○公民館行事では、参加者の負担軽減に努めるとともに、少しでも参加者が増えるよう、可能な形でこれまで同様に取り組んでほしい。 ○県立図書館の協力図書に引き続き取り組んでほしい。 ○図書コーナーにリクエストボックスが設けられており、図書の充実が実感できるようになってきた。

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
4 生涯スポーツの推進	○まつの桃源郷マラソン大会については、950名のエントリーがあった。今後も持続可能で効果的な大会運営を目指す。 ○町制70周年記念事業として森の国大運動会を開催した。町内10分館すべてが参加し盛大に実施できた。 ○松野中学校運動場の屋外照明設備について、水銀灯の製造中止に伴い、LED照明への更新を行った。 ◆駅伝大会は、中学校から1チームがオープン参加し、7チームで開催することができた。今後も選手構成や区間等を工夫し、継続できるように努める。	評価：概ね達成している ○桃源郷マラソン大会は現在の開催規模が適正であり、これからも続けてほしい。 ○LED照明の更新に伴う運動場の有効活用を図ってほしい。
5 人権・同和教育の推進	○あおぞら子ども会では、引き続き地域の素材を活かした学びを深め、四国地区人権教育研究協議会主催の「四国地区人権教育研究大会」及び全国人権教育研究協議会主催の「全国人権・同和教育研究大会」において実践報告を行った。 ○森の国人権の集いでは、あおぞら子ども会の活動報告のほか、「みんなで考える人権」をテーマとして、中学生と一般参加者が同じテーブルを囲む「多世代交流・ワークショップ形式」を行った。 ●あおぞら子ども会を核とした人権・同和教育の推進を図るため、引き続き住民への啓発活動及び行政職員の研修を拡充する必要がある。	評価：概ね達成している ○全国規模、四国規模の大会で町の取組を実践報告できた点は評価できる。 ○人権学習は構えてしまう人も多く、気軽に話し合える機会の創出が必要である。あおぞら子ども会の活動を通して、また小集団学習会を行うことで、さらなる広がりを期待する。

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
6 文化財保存活用 の推進	○奥内の棚田及び農山村景観について、ガイドンス施設の整備に際し、管理道や駐車場、本体の整備工事に本格的に着手した。 ○町制70周年記念事業として松野西小学校6年生と松野東小学校5・6年生を対象に、木とのふれあいや水泳教室といった体験を通して森と水のつながりや大切さを学ぶ授業を実施した。 ○町制70周年記念事業として河後森城跡フォトコンテストを開催し、全国から作品の応募があった。 ○目黒の農山村景観の重要文化的景観選定に向け、地域住民の理解と意識向上に資することを目的に本景観の本質的価値を再発見する連続講座を合計4回開催し、延べ約100名の参加があった。 ○町内の小学生を対象に郷土学習「森の国山城学」と「おくうち棚田学」を実施し、体験学習を通して地域の歴史文化に触れる機会になるとともに、郷土愛の醸成につながった。 ○松野町指定無形文化財の伝承を図ることを目的に、松野町無形文化財伝承活動費補助金交付要綱を作成した。このうち、吉野五つ鹿踊りに対し補助金を交付した。 ●史跡の維持管理について、現在、業者委託を中心に、年2回の草刈りを実施しているが、十分とは言えず、経費についても、物価高騰等により増加傾向で推移している。今後は業者委託に加え、森の国山城の会や一般参加者を募集し、草刈り作業を実施したい。 ●専門職員の不足から史跡河後森城跡の発掘調査成果の整理・総括が遅延しており、今後の各種計画の作成に向け作業の円滑な推進が必要となっている。 ◆文化財の学術的な調査成果については、より分かりやすい形で価値を伝えていくための継続的な取組が必要である。	評価：概ね達成している ○奥内におけるガイドンス施設の整備については、開館後の管理・運営が適正に行っているよう配慮が必要である。 ○地域によっては祭りなど伝統行事の運営や存続が危ぶまれている状況であり、補助制度を設ける必要があるのではないか。 ○史跡の維持管理に係るボランティアの募集では、参加しやすい形での周知方法を検討すべきである。

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
7 文化行政の推進	○森の国文化祭の開催にあたり、展示部門では、作品展や教育文化展等を行った。また、芸能部門では、演劇等の特別出演もあり、文化活動に親しむ機会を提供することができた。 ●文化協会では、会員の減少が問題となっているため、会の活動や魅力を積極的に発信するなど、周知活動を強化することにより、団体の活性化に努めたい。 ○第72回不器男忌俳句大会を開催し、一般部門741句、高校生部門237句、中学生部門239句、小学生高学年部門293句、小学生低学年以下部門296句の投句を得た。当日は講演会のほか、各部門の句評、表彰等を実施した。 ○不器男記念館・目黒ふるさと館を中心に、町内外の観光施設と連携し、「四万十街道ひなまつり」を実施した。不器男記念館では、ガラス製雛人形、打掛、保育園児の手作り雛人形等の展示、目黒ふるさと館では、明治、大正、昭和、平成の雛人形の展示を行った。 ○不器男記念館では、専門家に活用企画業務を委託し、館内所蔵資料の調査・研究をはじめ、講座開催や来館者対応などの普及・啓発活動を行った。また、令和6年度に引き続き俳句の小径の句碑めぐりイベントも実施した。	評価：概ね達成している ○文化祭では、何らかの他の催しと共同開催を検討してはどうか。 ○不器男忌俳句大会では、専門家の関わりもあり、若者の参画が目立つようになっている。

議案第 59 号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 10 日提出

松野町長 坂本 浩

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 2 月 19 日愛媛県指令 18 市第 1283 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「26 人」を「25 人」に改める。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

（提案理由）

愛媛県後期高齢者医療広域連合の構成市町の人口の変動に伴い、算定基準に基づく広域連合議会の議員定数の見直しを行う必要が生じたため、議会の議決を求めるものである。

議案第 60 号

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについて
の判定に係る事務を加え、同機構規約を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 10 日提出

松野町長 坂本 浩

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成 18 年 2 月 3 日愛媛県指令 17 市第 137 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「並びに森林環境税」を「、森林環境税」に改め、「されている森林環境税」の次に「並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

令和 9 年度から愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料の滞納処分等を加え、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、同機構規約を変更することについて関係市町と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 6 1 号

松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

特殊勤務手当に災害応急作業等手当を追加するもの。

松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

松野町職員の特殊勤務手当に関する条例（令和３年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

(6) 災害応急作業等手当

第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（災害応急作業等手当）

第８条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査

(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある町外の地方公共団体の区域に派遣されて行うり災証明書の交付に係る被災した住家等の被害認定調査の作業、避難所等の運営支援の作業又はこれらの作業に相当するものとして町長が認める作業

(3) 前２号に掲げる作業に相当すると町長が認める作業

２ 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日１日につき１,４４０円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

３ 前項の規定にかかわらず、第１項の作業が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては前項に定める額の１００分の５０に相当する額を、第１項の作業が著しく危険であると町長が認める区域で行われた場合にあっては前項に定める額の１００分の１００に相当する額を同項に定める額に加算することができる。ただし、同一の日においていずれの加算額の要件にも該当した場合は、最も高い加算額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和８年８月１日から適用する。

議案第 6 2 号

特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

特別職の職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和 8 年 1 0 月から 2 年間、町長、副町長及び教育長の給料の額をそれぞれ、1 5 %、5 %、2 %引き下げるもの。

特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和37年条例第8号。以下「特別職給与条例」という。）に基づいて支給する給料の特例を定めるものとする。

(町長の給料の特例)

第2条 町長の令和8年10月1日から令和10年9月30日（令和8年4月1日に在職する町長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日）までの間における給料の額は、特別職給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる額から100分の15に相当する額を減じた額とする。

(副町長の給料の特例)

第3条 副町長の令和8年10月1日から令和10年9月30日（令和8年4月1日に在職する副町長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日）までの間における給料の額は、特別職給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる額から100分の5に相当する額を減じた額とする。

(教育長の給料の特例)

第4条 教育長の令和8年10月1日から令和10年9月30日（令和8年4月1日に在職する教育長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日）までの間における給料の額は、特別職給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる額から100分の2に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年度松野町一般会計補正予算（第2号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 地方債補正
- 4 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第 63 号

令和 8 年度松野町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度松野町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190,735千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,329,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 10 日 提出

松野町長 坂 本 浩

令和 8年度松野町一般会計予算に関する説明書
第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		3 9 5, 2 1 0	5, 0 0 6	4 0 0, 2 1 6
	2. 国庫補助金	2 5 2, 0 7 2	5, 0 0 6	2 5 7, 0 7 8
15. 県支出金		2 6 8, 3 5 3	2 7, 0 0 0	2 9 5, 3 5 3
	2. 県補助金	1 6 2, 8 3 1	2 7, 0 0 0	1 8 9, 8 3 1
19. 繰越金		1 8, 8 1 0	1 6, 8 2 9	3 5, 6 3 9
	1. 繰越金	1 8, 8 1 0	1 6, 8 2 9	3 5, 6 3 9
21. 町債		4 2 5, 7 0 0	1 4 1, 9 0 0	5 6 7, 6 0 0
	1. 町債	4 2 5, 7 0 0	1 4 1, 9 0 0	5 6 7, 6 0 0
歳 入 合 計		4, 1 3 8, 3 0 1	1 9 0, 7 3 5	4, 3 2 9, 0 3 6

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		1, 0 2 6, 4 6 8	1 6, 4 2 4	1, 0 4 2, 8 9 2
	1. 総務管理費	9 5 7, 5 4 4	1 5, 7 6 4	9 7 3, 3 0 8
	3. 戸籍住民基本台帳費	1 9, 8 5 0	6 6 0	2 0, 5 1 0
3. 民生費		8 7 6, 4 8 0	6, 5 3 4	8 8 3, 0 1 4
	1. 社会福祉費	6 4 9, 4 8 1	5, 6 2 4	6 5 5, 1 0 5
	2. 児童福祉費	2 2 6, 9 9 7	9 1 0	2 2 7, 9 0 7
6. 農林水産業費		3 3 9, 9 8 8	1, 3 0 0	3 4 1, 2 8 8
	1. 農業費	2 7 8, 0 7 5	1, 3 0 0	2 7 9, 3 7 5
7. 商工費		1 5 1, 4 7 1	9 6, 6 1 6	2 4 8, 0 8 7
	1. 商工費	1 5 1, 4 7 1	9 6, 6 1 6	2 4 8, 0 8 7
8. 土木費		3 5 0, 4 0 1	4 6, 0 0 0	3 9 6, 4 0 1
	2. 道路橋梁費	2 0 1, 5 4 0	1, 0 0 0	2 0 2, 5 4 0
	3. 河川費	1 0 3, 1 8 6	4 5, 0 0 0	1 4 8, 1 8 6
9. 消防費		4 7, 9 7 5	5, 2 7 0	5 3, 2 4 5
	1. 消防費	4 7, 9 7 5	5, 2 7 0	5 3, 2 4 5
10. 教育費		5 3 3, 6 3 7	1 8, 5 9 1	5 5 2, 2 2 8
	3. 中学校費	1 0 9, 0 5 2	9, 3 2 2	1 1 8, 3 7 4

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4. 社会教育費	1 9 4 , 9 4 3	2 , 3 4 8	1 9 7 , 2 9 1
	5. 保健体育費	8 8 , 9 0 3	6 , 9 2 1	9 5 , 8 2 4
歳 出 合 計		4 , 1 3 8 , 3 0 1	1 9 0 , 7 3 5	4 , 3 2 9 , 0 3 6

令和 8年度
変 更

第 3 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債（ハード事業分）	2 7 8, 3 0 0	証書借入 又は 証券発行	年5.00%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	3 9 7, 0 0 0	証書借入 又は 証券発行	年5.00%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
緊急自然災害防止対策事業債	4 8, 6 0 0				6 6, 6 0 0			
緊急防災・減災事業債	4 3, 5 0 0				4 8, 7 0 0			

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金	3 9 5, 2 1 0	5, 0 0 6	4 0 0, 2 1 6
15. 県支出金	2 6 8, 3 5 3	2 7, 0 0 0	2 9 5, 3 5 3
19. 繰越金	1 8, 8 1 0	1 6, 8 2 9	3 5, 6 3 9
21. 町債	4 2 5, 7 0 0	1 4 1, 9 0 0	5 6 7, 6 0 0
歳 入 合 計	4, 1 3 8, 3 0 1	1 9 0, 7 3 5	4, 3 2 9, 0 3 6

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	1,026,468	16,424	1,042,892		2,700		13,724
3. 民生費	876,480	6,534	883,014	5,006			1,528
6. 農林水産業費	339,988	1,300	341,288		1,300		
7. 商工費	151,471	96,616	248,087		96,500		116
8. 土木費	350,401	46,000	396,401	27,000	18,000		1,000
9. 消防費	47,975	5,270	53,245		5,200		70
10. 教育費	533,637	18,591	552,228		18,200		391
歳 出 合 計	4,138,301	190,735	4,329,036	32,006	141,900		16,829

2. 歳 入

14 款 国庫支出金				2 項 国庫補助金		(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	4, 351	5, 006	9, 357	2. 障害者福祉費補助金	541	・ 地域診療情報連携推進費補助金 541
				4. 児童福祉総務費補助金	4, 238	・ 地域診療情報連携推進費補助金 227 ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 4, 011
				5. 母子福祉費補助金	227	・ 地域診療情報連携推進費補助金 227
計	252, 072	5, 006	257, 078			
14 款合計	395, 210	5, 006	400, 216			

15 款 県支出金				2 項 県補助金		
5. 土木費県補助金	55, 402	27, 000	82, 402	2. 砂防事業費補助金	27, 000	・ 集落・避難路保全斜面地震対策事業費補助金 27, 000
計	162, 831	27, 000	189, 831			
15 款合計	268, 353	27, 000	295, 353			

19 款 繰越金				1 項 繰越金		
1. 繰越金	18, 810	16, 829	35, 639	1. 前年度繰越金	16, 829	・ 前年度繰越金 16, 829
計	18, 810	16, 829	35, 639			
19 款合計	18, 810	16, 829	35, 639			

21 款 町債

1 項 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 過疎対策事業債	331, 900	118, 700	450, 600	1. 過疎対策事業債	118, 700	・ 過疎対策事業債（ハード事業分）118, 700
3. 緊急自然災害防止対策事業債	48, 600	18, 000	66, 600	1. 緊急自然災害防止対策事業債	18, 000	・ 緊急自然災害防止対策事業債18, 000
4. 緊急防災・減災事業債	43, 500	5, 200	48, 700	1. 緊急防災・減災事業債	5, 200	・ 緊急防災・減災事業債5, 200
計	425, 700	141, 900	567, 600			
21 款合計	425, 700	141, 900	567, 600			

歳入合計	4, 138, 301	190, 735	4, 329, 036			
------	-------------	----------	-------------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費				1 項 総務管理費				(単位：千円)		
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
7. 企画費	329, 306	2, 732	332, 038		2, 700		32	7. 報償費	30	・ 講師謝礼 30
								12. 委託料	295	・ 設計監理委託料 295
								14. 工事請負費	2, 407	・ 工事請負費 2, 407
12. 財政調整基金費	14, 215	13, 032	27, 247				13, 032	24. 積立金	13, 032	・ 減債基金積立金 13, 032
計	957, 544	15, 764	973, 308		2, 700		13, 064			

2 款 総務費				3 項 戸籍住民基本台帳費						
1. 戸籍住民基本台帳費	19, 850	660	20, 510				660	12. 委託料	660	・ 戸籍住民基本台帳システム保守委託料 660
計	19, 850	660	20, 510				660			
2 款合計	1, 026, 468	16, 424	1, 042, 892		2, 700		13, 724			

3 款 民生費				1 項 社会福祉費						
3. 老人福祉費	194, 778	1, 722	196, 500				1, 722	27. 繰出金	1, 722	・ 介護保険特別会計繰出金 1, 722
4. 障害者福祉費	206, 498	3, 902	210, 400	541			3, 361	12. 委託料	1, 083	・ 福祉総合システム改造委託料 1, 083
								22. 償還金、利子及び割引料	2, 819	・ 障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 2, 436 ・ 障害児入所給付費国庫負担金返還金 191 ・ 障害者医療費国庫負担金返還金 192

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
計	649, 481	5, 624	655, 105	541			5, 083			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	69,856	455	70,311	4,238			△3,783	12. 委託料	455	・福祉総合システム改造委託料 455
2. 母子福祉費	4,303	455	4,758	227			228	12. 委託料	455	・福祉総合システム改造委託料 455
計	226,997	910	227,907	4,465			△3,555			
3 款合計	876,480	6,534	883,014	5,006			1,528			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

7. 鳥獣被害対策費	35,116	1,300	36,416		1,300			17. 備品購入費	1,300	・業務用冷蔵庫購入費 1,300
計	278,075	1,300	279,375		1,300					
6 款合計	339,988	1,300	341,288		1,300					

7 款 商工費

1 項 商工費

3. 観光費	105,080	96,616	201,696		96,500		116	12. 委託料	4,730	・工事監理委託料 4,730
								14. 工事請負費	91,886	・工事請負費 91,886
計	151,471	96,616	248,087		96,500		116			

7 款 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
7 款合計	151,471	96,616	248,087		96,500		116			

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

2. 道路維持費	69,851	1,000	70,851				1,000	15. 原材料費	1,000	・ 工事用原材料費 1,000
計	201,540	1,000	202,540				1,000			

8 款 土木費

3 項 河川費

2. 砂防事業費	103,133	45,000	148,133	27,000	18,000			14. 工事請負費	45,000	・ 工事請負費 45,000
計	103,186	45,000	148,186	27,000	18,000					
8 款合計	350,401	46,000	396,401	27,000	18,000		1,000			

9 款 消防費

1 項 消防費

2. 消防施設費	23,213	3,000	26,213		3,000			14. 工事請負費	3,000	・ 工事請負費 3,000
4. 災害対策費	6,808	2,270	9,078		2,200		70	18. 負担金、補助及び交付金	2,270	・ 地域衛星通信ネットワーク設備更新負担金 2,270
計	47,975	5,270	53,245		5,200		70			
9 款合計	47,975	5,270	53,245		5,200		70			

10 款 教育費

3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	104,965	9,322	114,287		9,300		22	14. 工事請負費	9,322	・ 工事請負費 9,322
計	109,052	9,322	118,374		9,300		22			

10 款 教育費

4 項 社会教育費

1. 社会教育総務費	9,864	2,348	12,212		2,000		348	12. 委託料	260	・ アスベスト調査業務委託料 260
								18. 負担金、補助及び交付金	2,088	・ コミュニティ施設整備事業補助金 2,088
計	194,943	2,348	197,291		2,000		348			

10 款 教育費

5 項 保健体育費

3. 学校給食費	40,511	6,921	47,432		6,900		21	14. 工事請負費	6,921	・ 工事請負費 6,921
計	88,903	6,921	95,824		6,900		21			
10 款合計	533,637	18,591	552,228		18,200		391			

歳出合計	4,138,301	190,735	4,329,036	32,006	141,900		16,829			
------	-----------	---------	-----------	--------	---------	--	--------	--	--	--

令和8年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第64号

令和8年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和8年度松野町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,557千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ758,567千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月10日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 8年度松野町介護保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 保険料		1 1 3, 8 0 9	5	1 1 3, 8 1 4
	1. 介護保険料	1 1 3, 8 0 9	5	1 1 3, 8 1 4
3. 国庫支出金		1 9 8, 4 3 2	1, 7 8 3	2 0 0, 2 1 5
	2. 国庫補助金	8 6, 9 7 5	1, 7 8 3	8 8, 7 5 8
7. 繰入金		1 3 9, 0 9 3	1, 7 2 2	1 4 0, 8 1 5
	1. 一般会計繰入金	1 3 9, 0 9 2	1, 7 2 2	1 4 0, 8 1 4
8. 繰越金		1	2 8, 0 4 7	2 8, 0 4 8
	1. 繰越金	1	2 8, 0 4 7	2 8, 0 4 8
歳 入 合 計		7 2 7, 0 1 0	3 1, 5 5 7	7 5 8, 5 6 7

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		4 4, 8 2 8	3, 4 4 3	4 8, 2 7 1
	1. 総務管理費	2 2, 5 3 5	3, 4 4 3	2 5, 9 7 8
5. 基金積立金		2 3 3	9, 6 1 1	9, 8 4 4
	1. 基金積立金	2 3 3	9, 6 1 1	9, 8 4 4
7. 諸支出金		1	1 8, 5 0 3	1 8, 5 0 4
	1. 償還金及び還付加算金	1	1 8, 5 0 3	1 8, 5 0 4
歳 出 合 計		7 2 7, 0 1 0	3 1, 5 5 7	7 5 8, 5 6 7

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1. 保険料	1 1 3, 8 0 9	5	1 1 3, 8 1 4
3. 国庫支出金	1 9 8, 4 3 2	1, 7 8 3	2 0 0, 2 1 5
7. 繰入金	1 3 9, 0 9 3	1, 7 2 2	1 4 0, 8 1 5
8. 繰越金	1	2 8, 0 4 7	2 8, 0 4 8
歳 入 合 計	7 2 7, 0 1 0	3 1, 5 5 7	7 5 8, 5 6 7

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	44,828	3,443	48,271	1,721		1,722	
5. 基金積立金	233	9,611	9,844	62		9,549	
7. 諸支出金	1	18,503	18,504			18,503	
歳 出 合 計	727,010	31,557	758,567	1,783		29,774	

2. 歳 入

1 款 保険料			1 項 介護保険料			(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 第 1 号被保険者保険料	113, 809	5	113, 814	1. 現年度分特別徴収保険料	5	・ 第 1 号被保険者保険料 5
計	113, 809	5	113, 814			
1 款合計	113, 809	5	113, 814			

3 款 国庫支出金			2 項 国庫補助金		
2. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業）	6, 243	62	6, 305	2. 過年度分	62・過年度分62
7. 事業費補助金	1, 705	1, 721	3, 426	1. 介護保険事業費補助金	1, 721・介護保険事業費補助金1, 721
計	86, 975	1, 783	88, 758		
3 款合計	198, 432	1, 783	200, 215		

7 款 繰入金			1 項 一般会計繰入金			
5. その他一般会計繰入金	44, 121	1, 722	45, 843	2. 事務費繰入金	1, 722	・ 事務費繰入金 1, 722
計	139, 092	1, 722	140, 814			
7 款合計	139, 093	1, 722	140, 815			

8 款 繰越金				1 項 繰越金		
1. 繰越金	1	28, 047	28, 048	1. 前年度繰越金	28, 047	・ 前年度繰越金 28, 047

8 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	1	28, 047	28, 048			
8 款合計	1	28, 047	28, 048			

歳入合計	727, 010	31, 557	758, 567			
------	----------	---------	----------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	22, 533	3, 443	25, 976	1, 721		1, 722		12. 委託料	3, 443	・ 介護保険システム改造委託料 3, 443
計	22, 535	3, 443	25, 978	1, 721		1, 722				
1 款合計	44, 828	3, 443	48, 271	1, 721		1, 722				

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1. 介護給付費準備基金積立金	233	9, 611	9, 844	62		9, 549		24. 積立金	9, 611	・ 介護保険介護給付費準備基金積立金 9, 611
計	233	9, 611	9, 844	62		9, 549				
5 款合計	233	9, 611	9, 844	62		9, 549				

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

1. 償還金	1	18, 503	18, 504			18, 503		22. 償還金、利子及び割引料	18, 503	・ 介護給付費国庫負担金返還金 13, 644 ・ 地域支援事業（介護予防・総合事業）国庫交付金返還金 2, 485 ・ 地域支援事業（介護予防・総合事業）支払基金交付金返還金 292 ・ 地域支援事業（介護予防・総合事業）県費交付金返還金 358 ・ 低所得者保険料軽減国庫負担金返還金 30 ・ 地域支援事業（介護予防・総合事業以外）県費交付金返還金 10 ・ 介護保険事業費国庫補助金返還金 308 ・ 介護給付費支払基金交付金返還金 1, 376
--------	---	---------	---------	--	--	---------	--	-----------------	---------	--

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地方債	その他					
計	1	18,503	18,504			18,503					
7 款合計	1	18,503	18,504			18,503					

歳出合計	727,010	31,557	758,567	1,783		29,774				
------	---------	--------	---------	-------	--	--------	--	--	--	--

決 算 審 議 要 領

順序	区 分	内 容	備 考
1	提 案	全会計一括提案説明	町 長
2	説 明	全会計歳入歳出総括説明	会計管理者兼 出 納 室 長
3	審査報告	決算審査報告	代表監査委員
4	質 疑	全会計を通して総括質疑（会計別）	
5	付 託	各常任委員会に付託の上、最終日に採決	

認定第 1 号

令和 7 年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度松野町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 2 号

令和 7 年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 3 号

令和 7 年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 4 号

令和 7 年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 5 号

令和 7 年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 6 号

令和 7 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 7 号

令和 7 年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度松野町簡易水道事業会計決算、及び同法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度松野町簡易水道事業会計の剰余金の処分について別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

令和8年 第3回 松野町議会定例会

委員会付託表

総務常任委員会
○ 議案第62号 ○ 認定第1号 ○ 認定第2号 ○ 認定第3号 ○ 認定第4号 ○ 認定第5号 ○ 認定第6号 ○ 認定第7号

議案第 6 5 号

松野町固定資産評価員の選任について

下記の者を松野町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

記

住 所 西予市城川町窪野 1 9 1 2 番地

氏 名 浦 田 良 香

生年月日 昭和 4 6 年 3 月 1 6 日生

選 任 日 令和 8 年 9 月 1 0 日

議案第 6 6 号

松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を松野町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

記

住 所 松野町大字蕨生 1 7 0 2 番地

氏 名 金 谷 和 子

生年月日 昭和 2 9 年 9 月 1 日

任 期 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで

議案第 6 7 号

松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を松野町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

松野町長 坂 本 浩

記

住 所 松野町大字目黒 1 4 1 0 番地

氏 名 橋 田 忠 弘

生年月日 昭和 3 2 年 2 月 2 0 日

任 期 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日